

岸和田市新庁舎整備事業設計委託業務
公募型プロポーザル 審査結果講評

令和 8 年 9 月

岸和田市新庁舎設計及び施工事業者選定委員会

1. 審査結果

最優秀提案者 株式会社石本建築事務所 大阪オフィス

2. 審査概要

岸和田市新庁舎整備事業設計委託業務公募型プロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）及び岸和田市新庁舎整備事業設計委託業務公募型プロポーザル評価基準書（以下、「評価基準書」という。）に基づき、公募により設計事業者を募集し、参加資格要件を満たす者の中から技術提案書等の提出を求め、岸和田市新庁舎設計及び施工事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）による評価を行い、実績審査、見積価格審査の評価と総合して、最優秀提案者を選定した。

3. 委員会の委員構成

委員長	橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構特任教授
副委員長	奥野 光好	岸和田市まちづくり推進部長
委員	坂 壽二	大阪市立大学名誉教授
委員	加我 宏之	大阪公立大学農学部緑地環境科学科教授
委員	河畑 俊也	岸和田市建設部長
委員	生嶋 雅美	岸和田市市民健康部長

4. プロポーザル日程

内 容	日 程
公告	令和8年4月6日（月）
第1回質疑受付期間	令和8年4月13日（月）～4月17日（金）
第1回質疑回答	令和8年5月1日（金）
参加表明書・参加資格確認申請書の受付期間	令和8年5月18日（月）～5月22日（金）
参加資格確認及び実績審査の結果の通知	令和8年5月29日（金）
資料の閲覧申出期間	令和8年6月5日（金）～6月11日（木）
第2回質疑受付期間	令和8年6月15日（月）～6月19日（金）
第2回質疑回答	令和8年7月7日（火）
技術提案書の提出期間	令和8年9月7日（月）～9月11日（金）
技術提案審査（非公開）	令和8年9月24日（木）
技術提案審査結果の通知及び公表	令和8年10月9日（金）

5. 審査の経過

（1）参加表明及び実績審査

実施要領に基づき令和 8 年 5 月 18 日から同 22 日までの間、参加表明書を受け付けたところ、4 者から参加表明書の提出を受けた。

提出を受けた参加表明書の内容について、事務局において各者参加資格を有するか確認を行い、全員が参加資格を有することを認めた。

参加資格を有すると認めた者は、以下のとおりであった。

参加者番号	参加者名
13	株式会社安井建築設計事務所
22	株式会社石本建築事務所 大阪オフィス
34	株式会社綜企画設計 大阪支店
40	株式会社山下設計 関西支社

※参加者番号は、参加表明書提出時に回転抽選器によりランダムに番号を付与した。

また、参加資格を有する者について、評価基準書の別表 1 に基づき実績審査を事務局が行い、各者の実績評価点として基礎点を算出した。

その結果、参加資格を有する者が 4 者であり 5 者以内であったため、全員を技術提案審査への参加者と認め、令和 8 年 5 月 29 日に参加資格及び実績審査結果を全員に通知した。

(2) 技術提案審査

令和 8 年 9 月 7 日から同 11 日までの間、技術提案書の提出を受け付けたところ、参加資格を有する者すべてから技術提案書の提出を受けた。

令和 8 年 9 月 24 日に委員会を開催し、参加資格を有する者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準書の別表 2 に基づき委員会が評価を行い、技術点を算出した。なお、当日は委員 1 名が欠席したため、出席した委員 5 名により技術提案の審査を実施した。

その結果、技術点と事務局において予め審査した実績審査の結果（基礎点）と見積価格の審査結果（価格点）とを合計した総合評価点を踏まえて、委員会により以下の者を最優秀提案者として選定した。

最優秀提案者	株式会社石本建築事務所 大阪オフィス
総合評価点	303 点

なお、最優秀提案者以外の者の総合評価点は、以下のとおりであった。

次点	287 点
3 位	268 点
4 位	248 点 ※

※技術点が満点の 6 割に満たなかったため、受注候補者とならない。

6. 委員会審査講評

「祭りのミチ」「協働のミチ」「集いのミチ」といった特徴的な空間構成により、市民と職員が適度に関わりながら利用できる庁舎の姿が具体的に示されている。岸和田駅東停車場線から岸和田泉光寺線（商店街）方向への通り抜けが可能な点も、周辺のまちとのつながりを生み出す提案として魅力的である。執務室についても、集いと協働の考え方が分かりやすく、これからの働き方に対応した計画として評価できる。全体として、バランスが取れた提案である。

また、建物と広場の関係が明確で、岸和田駅東停車場線からの歩行者動線についても分かりやすく計画されている。低層棟の使い方や、市民と職員の動線・利用エリアの分け方も明確である。

一方で、岸和田泉光寺線（商店街）側の空間については、「まちの縁側」として多くの市民に利用いただけるように、椅子を置くだけにとどまらず、さらなる工夫や具体化が望まれる。また、市長室前室など一部の諸室については部屋の配置や広さ、使い勝手の再検討が必要である。さらに、外観に用いる木材等の材料や使用範囲を明確にし、構造面・維持管理の詳細も含めて検討を重ね、実現性を高めることが求められる。